

期末・勤勉手当における共済掛金の算定方法

「期末・勤勉手当における共済掛金の額の算定方法」について、お知らせします。

期末・勤勉手当から控除する掛金の額は、「標準期末手当等の額」※1が算定基礎となります。「標準期末手当等の額」に表の保険料・掛金率を乗じて掛金額を計算します。

※1 「標準期末手当等の額」は、皆さんが受け取る期末・勤勉手当の額から、千円未満の端数を切り捨てたものです。

☆ポイント☆

「標準報酬等級・標準報酬月額」は期末・勤勉手当には適用されません。

「標準期末手当等の額」は、毎月の給与から控除している掛金の算定基礎である「標準報酬月額」とは異なります。

【保険料・掛金率】

単位:千分率(%)

【上限額があります】

「標準期末手当等の額」には、次の上限額が設定されています。

区分		令和元年6月 期末・勤勉手当の掛金率
長期 給付	厚生年金保険料	91.50
	退職等年金掛金	7.50
短期 給付	短期掛金 ※1	35.36
	介護掛金 ※2	7.24
掛金率 計 (40歳未満)		134.36
掛金率 計 (40歳以上)		141.60

長期給付	1支給期に月150万円
短期給付	年度累計で573万円

※1 短期掛金には、育児・介護休業手当金及び保健事業に係る掛金率を含みます。

※2 介護掛金は40歳以上の組合員の方に納めていただきます(40歳に達した月(1日生まれの人は前月)の分から)。

計 算 例

期末・勤勉手当の額935,929円の場合

→標準期末手当等の額935,000円(支給額から1,000円未満を切り捨てて、決定します。)

- ① 厚生年金保険料 85,552円(935,000円×91.50/1000)
- ② 退職等年金掛金 7,012円(935,000円×7.50/1000)
- ③ 短期掛金 33,061円(935,000円×35.36/1000)
- ④ 介護掛金 6,769円(935,000円×7.24/1000)
(介護掛金は40歳から64歳までの組合員が対象です。)

標準期末手当等の額×
保険料・掛金率
(端数切捨て)